

## 高効率照明機器・高効率空調設備設置事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域脱炭素移行重点対策補助金交付要綱（令和5年矢巾町告示第75号。以下「要綱」という。）第2条第3項、第4条第4項及び第6条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「補助対象設備」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 高効率照明機器 調光制御機能を有する LED に限る。ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明及び再エネ一体型屋外照明の場合は、この限りでない。
- (2) 高効率空調設備 対象施設内に設置する空調設備であって、従来の空調設備に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの。

### (交付対象者)

第3条 この要領において補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内の民間事業者が所有する事業所（店舗又は事業所と住居が併設されている併用住宅の場合にあたっては、店舗又は事業所部分のみとする。）であること。
- (2) 前号の事業所に、補助対象設備に対する国、県又は町から同種の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (3) 町税の滞納をしていないもの。
- (4) 矢巾町暴力団排除条例（平成24年矢巾町条例第7号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 補助対象設備の購入費及び工事費
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

### (補助要件等)

第5条 補助対象設備の補助要件等は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 既存設備に替えて導入すること。
- (2) 導入にあたって設置工事を行うこと。
- (3) 購入する対象設備が中古品でないこと。

- (4) リース契約による導入でないこと。
- (5) 法定耐用年数を経過するまでの間は、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に要綱第2条第3項に定める補助率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、要綱第4条第1項の様式第1号に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、法人登記履歴事項全部証明書及び会社概要（規約、約款又は会社案内のパンフレット）
- (2) 申請等に係る権限の委任状（様式第1号）（申請者の代理人として、補助金制度の申請手続、補助金の請求及び受領に関することの権限を委任された場合に限る。）
- (3) 対象施設の所有者からの設置承諾書（様式第2号）及び賃貸借契約書の写し（補助対象設備を設置する対象施設が申請者の所有ではない場合に限る。）
- (4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（設備等の内訳の記載があるもの）
- (5) 高効率空調における従来の空調機器等に対して30%以上の省CO<sub>2</sub>効果が得られることが分かる書類
- (6) 対象施設に補助対象設備の設置箇所を示した図面
- (7) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
- (8) 申請者に町税の未納がないことが分かる証明書
- (9) 対象施設の不動産登記事項証明書（申請時に未登記であつて後に対象施設の登記を行う予定の場合は、第11条の規定による実績報告書の提出の際に提出することとし、登記の予定がない場合は、当該対象施設に固定資産税が課されていることが明らかな書類又は当該施設の工事請負契約書若しくは売買契約書とする。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び条件)

第8条 町長は、前条の規定による申請書等が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査により、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、要綱第4条第2項の様式第2号により通知するものとする。

- 2 補助金の交付の目的を達成するために附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(2) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために必要な報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

（補助事業の着手）

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置工事に着手してはならない。

（補助事業の内容の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業に変更が生じるときは、町長に変更の申請を行わなければならない。

2 第6条及び第7条の規定は、内容の変更について準用する。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象設備の設置を完了した日から起算して30日以内若しくは町長が別に指定する日までのいずれか早い日までに、要綱第4条第3項の様式第3号に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る実績報告書（様式第3号）
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の保証書の写し
- (4) 補助対象設備を設置した事業所の施行前及び施行後の状況を記録したカラー写真（設置場所や製造番号がわかるものを含む。）
- (5) 不動産登記事項証明書（申請時に未登記であって、請求時に登記されている施設の場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助事業の中止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、事業中止届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、矢巾町補助金交付規則（昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。）第19条及び要綱第5条の規定により財産の処分をするときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、交付事業者に結果を通知するものとし、財産の処分を承認するときは、補助事業者に対し、規則第16条に基づき補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求する場合がある。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。